

(趣旨)

1. この内規は、大学院人文社会系研究科・文学部三友館の施設・設備の利用に関し、基本的な事項について定める。
2. 三友館に自習室、ディスカッションルーム、ホワイエおよびロッカー設備(以下「自習室等」という。)を置く。

(利用者)

3. 利用者は、人文社会系研究科および文学部から発行された IC カードを所持している者(学生、研究生、教職員)及びその関係者に限る。

ただし、自習室の利用は上記 IC カードを所持している者に限る。

(開室時間)

4. 自習室等の開室時間は、以下のとおりとする。

月～金 午前8:30～午後8:20

ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始、その他大学および学部の行事のため閉室の必要がある場合はこの限りではない。

(遵守事項)

5. 利用者は次の事項を遵守しなければならない。

(1) 施設、設備等を汚損または毀損しないこと。

(2) 携帯電話による通話はしないこと。

(3) 私物を放置しないこと。

(4) 掲示や貼紙をしないこと。

(5) 特定の個人や団体で、スペースを恒常的に占有しないこと。

(6) 営利を目的とする会合、特定の宗教団体の布教を目的とする会合および政治目的の会合を行わないこと。

(7) 他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。特に自習室では静粛な環境を維持に留意すること。

(8) 自習室での飲食はしないこと。ただし、水分補給はこの限りではない。

(9) ディスカッションルームおよびホワイエでは、軽い飲食を認める。飲食後は、簡単な清掃をしてゴミを持ち帰ること。ただし、飲酒はしないこと。

(10) ディスカッションルームおよびホワイエでは、使用后、移動した机、椅子およびホワイトボードを元の位置に戻すこと。

(コンピュータの使用)

6. 自習室およびディスカッションルームでは、自己の持ち込んだコンピュータを使用することができる。

7. 自習室およびディスカッションルーム内からネットワークを利用する者は、ネットワーク管理者の定めた規則に従わなければならない。

(ロッカー設備)

8. ロッカー設備の管理は学生委員会が行なう。

9. ロッカーの配分は、研究室単位で行ない、配分方法は学生委員会の定めによる。

10. ロッカーの利用者は、各研究室から許可を受けた者とする。

11. ロッカーの利用要領は別に定める。

(その他)

12. この内規に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、関係者協議のうえ研究科長が定める。

また、ロッカーの利用要領の改訂についても、これに準ずる。

附則

この内規は、平成22年1月20日から施行する。ただし、ロッカーの配分は22年度から行なう。